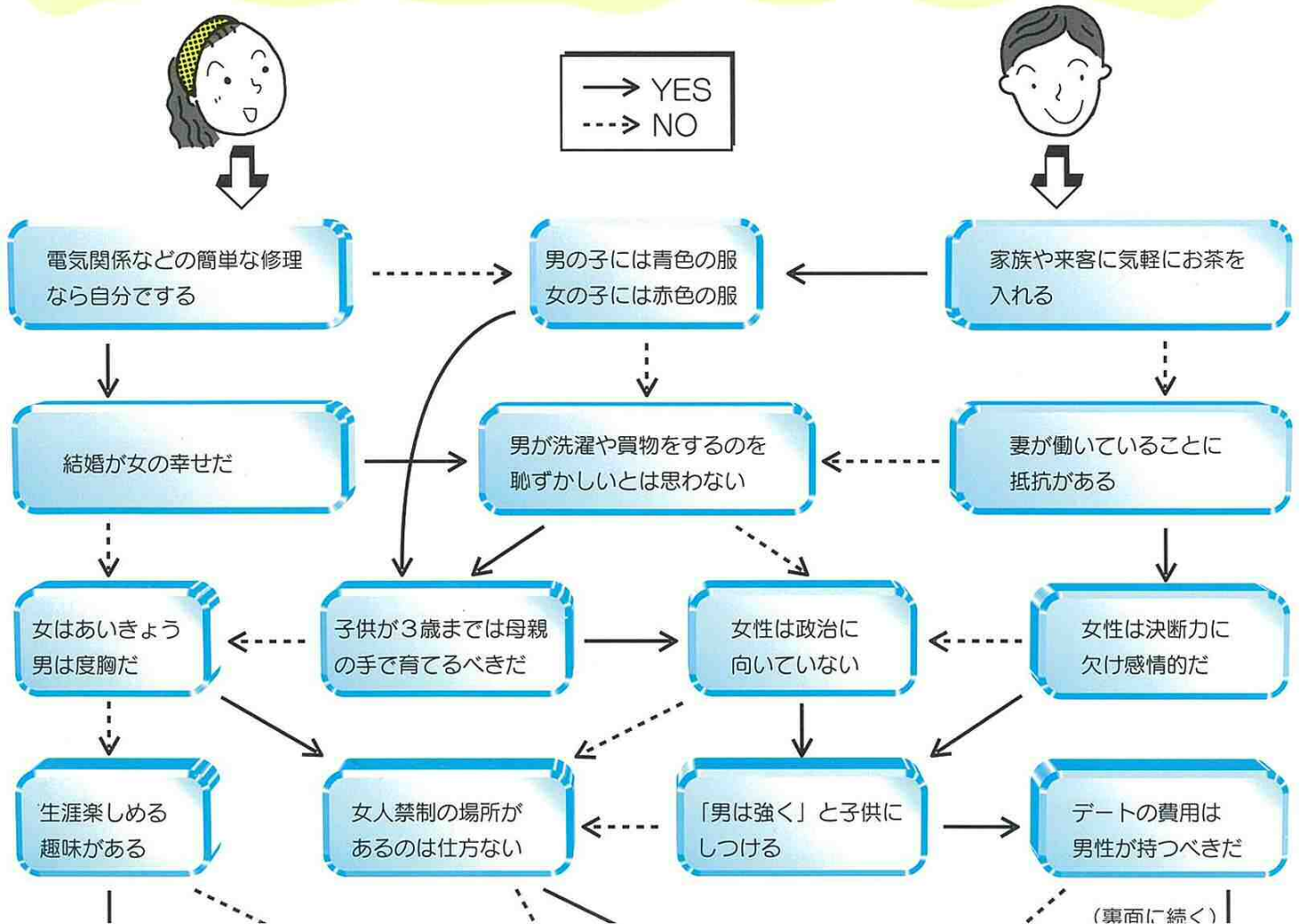


男は仕事!! 女は家庭!!



あなたの心の奥 ちょっとのぞいてみませんか？



“男は仕事!?! 女は家庭!?!”

藤井さん

33歳
結婚5年目
専業主婦
子供1人

寺井さん

33歳
結婚6年目
会社員
子供なし

藤井さんと寺井さんは高校時代の同級生、ある日道でばったり会いました。

藤井：わあーすごい久しぶり。学校卒業してもう15年ぶりかなー。

元気してたの？まだ仕事続けてるの？

寺井：もちろん頑張っているわよ。今は責任ある仕事も任せてもらって、いろいろしんどいこともあるけど、やりがい十分よ。あなたも頑張ってるんでしょ。人のために何かしたいから、看護婦になるんだって、勉強いっぱいしてたものね。

藤井：うーん、仕事辞めちゃったの。家事との両立ができなくて。

寺井：両立って？

藤井：看護婦って、勤務時間がすごく不規則でしょう。でも、主人の時間に合わせて、睡眠時間を削って食事の準備したり、洗濯や掃除や、しなきゃいけないこといっぱいあるでしょう。子供が産まれてからは、昼だけの勤務に変えてもらって、しばらく頑張ったんだけど、家事・育児に追われて、体を壊しそうだったから、残念だったけど辞めたの。

寺井：彼に、家のこと手伝ってもらったりしなかったの？

藤井：んー、仕事忙しいみたいだしね。

寺井：でも、あなたも仕事と家事を全部一人でこなして、忙しかったんじゃないの!?

藤井：確かに忙しかったけど、家の仕事は女の仕事だし、それがいい加減になるなら、仕事は辞めるように言われてたしね。

寺井：家の仕事って、二人の家なんだから、お互い協力してるもんだと思うんだけどなあ…。

うちなんて、夕御飯は料理を作ったほうが、片付けしない取り決めにしてるわよ。それにボーナスなんて、わたしのほうが少し多いんだけど、彼は家計に余裕ができるって喜んでるわよ。

藤井：へー。うちなんて「家族を養うのは男で、家事は女の仕事だから、外で働かなくていい!!」って感じかな。家では何にもしないわよ。まるで石のようにじーっとしてるの。家のことで相談でもしようものなら「俺は仕事で疲れてる。おまえは昼間遊んでるんだから、それぐらいきちっとしろ」って。

私も別に遊んでるわけじゃないんだけど…。

家政婦さん雇ったら、一体幾らになると思ってるんだー! って思うけどね。

寺井：今どき、そんな人いるんだね。わたしの弟なんて、今度二人目が生まれるのを機に育児休暇を取って、子供の世話をしてみたいって張り切ってる。うちでも、何でも二人で協力して、同じことを体験してるから、お互いの気持ちが分かり合えるし、人生のパートナーって感じかな。

藤井：なんだか、うちとえらく違うなあ。

何が正解で何が誤りというものではありませんが、日ごろあなたが何げなく思っていたことに、ちょっと気づきませんか？

④なお、もちろんこれがすべてではありません。違っていたらごめんなさい。

ステレオタイプ	アンバランスタイプ	新たな波をつくるタイプ!?	希望の光タイプ
う〜ん。このままでは時代に 取り残されてしまいそう。 「男らしく」「女らしく」の殻 を破って自分らしさ“個性” を求めてはどうでしょう。	男女平等と分かっているけど いいとこ取りしていませんか？ 都合のいい時だけ女(男) を主張してみたり、平等を訴 えてみたり、女(男)を使い分 けていませんか？	男女平等という時代の流れ に乗って“今”を生きている あなた。 これからはあなた自身が新 たなうねりを作るホープを 目指してみてもいい？	今をときめくあなたは、女(男) らしさの「〜らしさ」に縛ら れない自立した自由人。豊か な発想で、楽しくあなたらし い人生が送れそう。



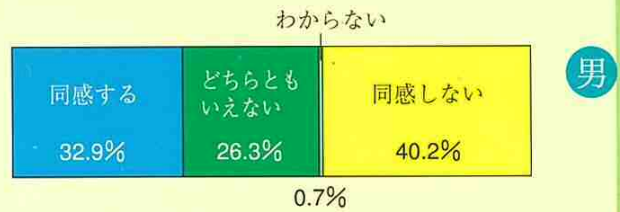
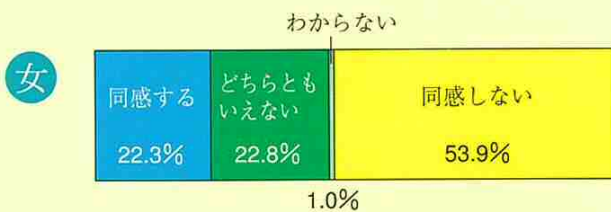
藤井さんの家庭と寺井さんの家庭、ずいぶん違うようですが、あなたの家庭はどうですか？

- Q 1、夫は料理をしますか？ (はい・時々する・いいえ)
 Q 2、妻が友人と一泊旅行。夫は気持ちよく送り出しますか？ (はい・しぶしぶ・許さない)
 Q 3、朝、妻は夫より早く起きるのは当然？ (当然妻・夫・場合に応じて)
 Q 4、家族を養うのは夫の責任だ!! (当然そう思う・妻が養ってもいい)
 Q 5、共働き夫婦で、妻が夫より“高給取り”になったら？ 夫は (喜ぶ・機嫌が悪くなる・気にしない)
 Q 6、妻は、仕事と家庭の両立をすべきだ!! (当然・夫婦2人で家事をすればよい)
 Q 7、夫が育児休暇を取ることをどう思う？ (賛成・反対・状況に応じて)
 Q 8、もし、値段を付けるとしたら、妻の家事労働の報酬は？ () 円
 夫の家事労働の報酬は？ () 円

いかがでしたか？ぜひ、夫側と妻側で答えを合わせてみてください。

ところで、世間の人々が、こういったことをどう思っているか気になりますか？

「男は仕事、女は家庭」の考え方について



総理府「男女共同参画に関する世論調査」1995年より

最近のTOPIX

「男なのに職業欄に“保母”と記入しなければいけないのは納得できない。」と、長崎県の“保父”さんからの相談をきっかけとして、総務庁は平成6年から、この件を検討していました。最近では聞き慣れてきたこの“保父”という表現は、単に通称にすぎません。

1995年現在で、保母の0.7%が男性であり、今後まだまだ男性の進出が期待されているという面からも、総務庁は、厚生省に平成9年9月末に名称変更の要請をしました。

“保父”を法令上使えるものにするか、“保育士”のように、男性、女性ともに使える名前を考えるかになりそうです。



本の紹介

— アリーテ姫の冒険 —

ダイアナ・コールス作 学陽書房

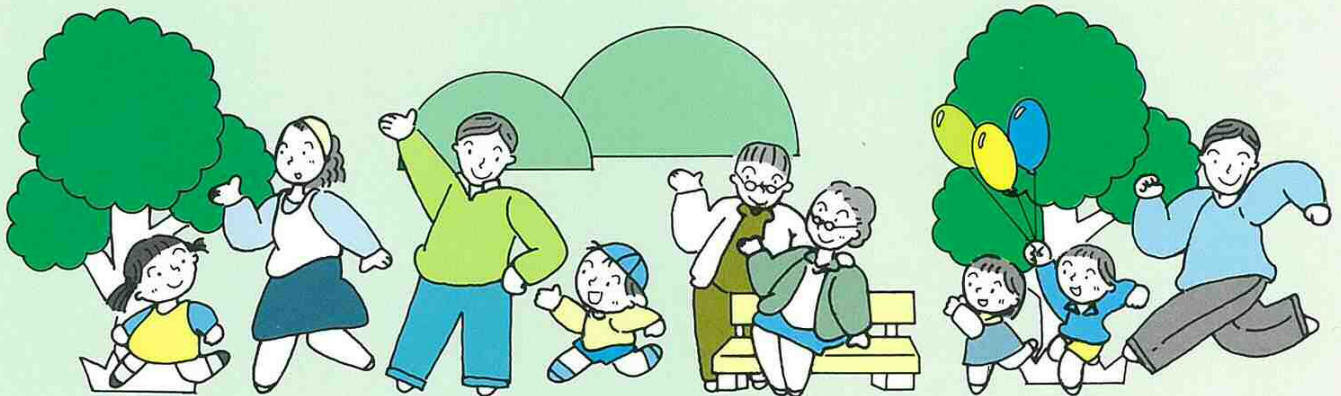
子供のころ読んだ絵本。いつも強くて、たくましく、勇気があるのは男の子。「白雪姫」や「シンデレラ」「眠れる森の美女」「一寸法師」など・・・。

いつも悪者をやっつけるのは王子様で、女の子は助けに来てくれるのを、ただひたすら待つばかり、自ら行動することはほとんどありません。もちろん、どのお話もいいお話ですが、いつもワンパターンです。

この物語には、白馬に乗った王子様はやってきません。魔法使いから3つの難問を出されたアリーテ姫が、武器を持たずに知恵と勇気をもって、自分の力で運命を切り開く痛快なお話です。

女性の自立と社会参加意識が高まり、就労をはじめとするいろいろな分野に、女性が進出しています。しかし、いまだに固定的な性別役割分担の考え方が根強く残っており、女性が持っている能力を、十分に発揮できているとはいえません状況にあります。

藤井寺市では、男女平等について協議・推進するため、藤井寺市女性政策推進本部を設置しました。推進本部では、女性の意見を反映しながら、女性も男性も性別にとらわれることなく、持てる個性や能力を十分に発揮できる環境づくりを目指します。



男女がともにいろいろな分野でより協力しあえる社会にするために、あなたのご意見をお寄せください。



性別の違いによる家庭や社会での役割分業についてどう思いますか？

(このリーフレットをご覧になってのご意見やご感想でも結構です。)



ありがとうございました。



お問い合わせ・送付先
 藤井寺市 市長公室 自治推進課
 ☎39-1111(代表)

郵便はがき

5 8 3 - 8 7 9 0

料金受取人払

藤井寺局
 承認
 376

差出有効期間
 平成12年1月
 31日まで
 (切手不要)

藤井寺市岡1丁目1番1号
 藤井寺市役所
 市長公室 自治推進課 行

あなたのことをお知らせ下さい。

性別 女 ・ 男

年代 10歳代・20歳代・30歳代・40歳代
 50歳代・60歳以上

差し支えなければ、記入してください。

お名前 _____

おところ _____

キーワード

ジェンダー

女らしさ・男らしさのように、社会的・文化的に作られていく性別・性差のことで、社会や文化が女性・男性に「こうあってほしい」と期待してきた役割・イメージによりつくられたもの。

エンパワメント

個人が、社会の一構成員として、自覚と潜在的な能力をより一層高め、いろいろな分野に力を発揮できる存在となること。

性別役割分業意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表されるように、生まれもった性別の違いが、社会的な役割分業を生み出しているとする意識。



女性も男性も性別にとらわれず、それぞれの個性や能力を認め合い、多様な生き方のできる社会づくりを目指しましょう。

女性のための相談窓口

●ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）（休館日 毎週水曜日）

電話相談：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
午後6時～ 8時
土曜日・日曜日・祝日 午前10時～午後4時
☎06-937-7800（電話相談専用）

面接相談・法律相談・からだの相談などの予約・問い合わせ
外国人女性のための相談（ハングル、中国語、英語）

☎06-910-8588

ドーンセンター（大阪府中央区大手前1丁目3番49号）
谷町線天満橋駅より徒歩5分

女性と男性の新しいパートナーシップを創り出す拠点として、1994年11月にオープン、ドーン(DAWN)は英語の「夜明け」「物事の始まり」を意味し「ドーンといこう」「ドーンとこい」という大阪の女性の意気込みを表しています。

女性に関する情報センター、カウンセリング学習やグループ活動の場の機能を備えた施設です。

●労働省大阪女性少年室

男女雇用機会均等法や、育児・介護休業法、セクシュアル・ハラスメントなど働く女性の問題についての問い合わせ

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
☎06-941-4647

●大阪弁護士会

セクシュアル・ハラスメント電話相談

毎月第2木曜日 午前11時30分～午後1時30分
☎06-364-6251

